資料２－１

自立支援協議会の見直しについて

自立支援協議会とは障がい者総合支援法に基づき設置した協議会であり、関係機関等が相互の連絡・連携を図ることにより、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う場である。
足立区では、平成２０年１０月１日から設置している。

＜これまでの問題点＞

1　自立支援協議会の専門部会を設置するにあたり、既存の会議体をそのまま活用したため、障がい者が地域で生活していく支援の視点に合っていない。
2　既存の会議体を活用したため、専門部会員に自立支援協議会の専門部会としての認識が少なく、ネットワークとして完結している。
3　地域保健福祉推進協議会との役割分担が不明確である。

⇩

平成３０年度からの「障がい者計画」「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」の策定に合わせ、自立支援協議会についても見直を行った。

＜改正内容＞

1　専門部会は、障がい者が地域で生活していく視点にたった部会に改める。
2　現行の専門部会は自立支援協議会の見直しに伴い廃止し、必要なものは別途要綱を作成して新たにネットワークの会議体として設置する。
3　課題について協議した内容を報告書としてまとめ、事務局を所管する部長に提出する。

＜自立支援協議会見直しイメージ図＞

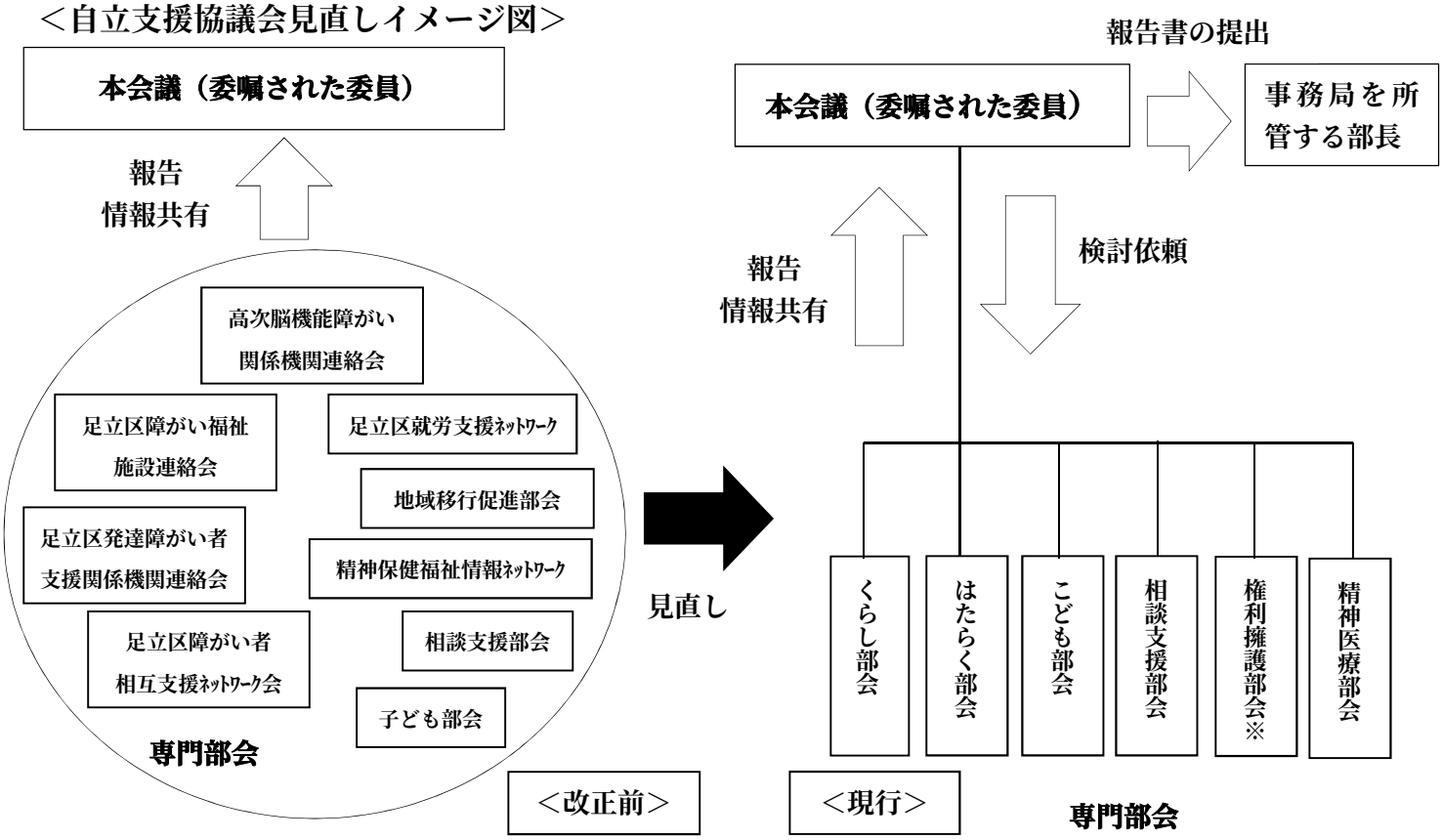

※　権利擁護部会は、差別解消支援地域協議会機能を担う。